

休眠抵当権等が設定されている土地の処理方針について

平成23年2月22日用地第610号

用地課長通知

最終改正 令和7年3月31日

休眠抵当権等が設定されている土地について、下記のとおり処理方針を定めたので通知します。

記

1 処理方針

昭和22年5月3日以降に取得した未登記土地(現年度取得土地を含む)に休眠抵当権等が設定されているときは、不動産登記法第70条第1項に基づき、簡易裁判所に対して非訟事件手続法第99条に規定する公示催告の申立てをし、同法第106条第1項の除権決定を受けて、単独で抵当権等の抹消登記を申請する。

2 休眠抵当権等

権利者が行方不明の先取特権、質権又は抵当権をいう。

3 公示催告等事務の取扱い

- (1) 地方自治法第96条第12号「訴えの提起」に該当しない。
- (2) 非訟事件手続法に規定する公示催告の申立て等は、埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則第3条別表第一「県有財産に係る登記を請求し、又は嘱託すること」及び別表二「不動産等の登記に関する事務」に含まれる。